

第2章 和歌山県におけるDVの現状

1 DVをめぐる現状

(1) 県内の相談状況等

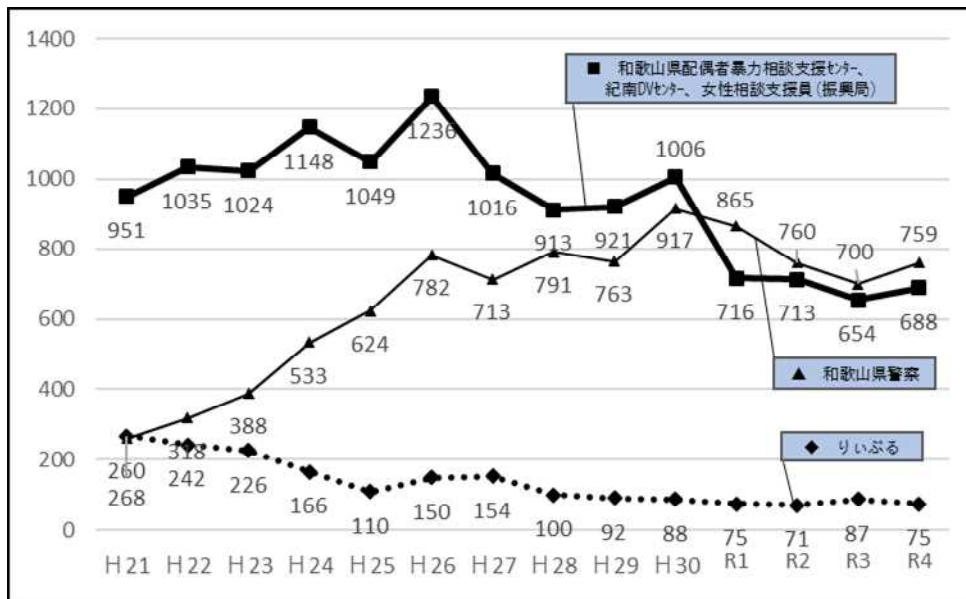
■ DVに関する相談件数

(単位：件数)

相談機関名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県配偶者暴力相談支援センター	627	731	578	767	696	814	763	672	687	837	520	552	478	532
DV被害者支援センター(紀南DVセンター)	26	42	54	79	72	59	84	93	98	45	47	65	42	48
女性相談支援員(県振興局)	298	262	392	302	281	363	169	148	136	124	149	96	134	108
小計	951	1,035	1,024	1,148	1,049	1,236	1,016	913	921	1,006	716	713	654	688
和歌山県警察	260	318	388	533	624	782	713	791	763	917	865	760	700	759
県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”	268	242	226	166	110	150	154	100	92	88	75	71	87	75
和歌山市男女共生推進センター	38	26	18	32	29	20	18	29	41	43	34	35	21	24
田辺市男女共同参画センター	7	16	14	20	37	24	30	22	7	4	7	9	11	83

【県多様な生き方支援課、県警人身安全対策課、和歌山市、田辺市調べ】

※ 田辺市はR4年度から計上方法を変更。
相談内容の根本にはDVが隠れているケースが多く見られるため、DV以外の件数も含めた実件数となっています。



■うち、女性相談支援員が受けた恋人からの暴力に関する相談件数

(単位：件数)

相談機関名	年 度													
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
和歌山県配偶者暴力相談支援センター	32	34	20	34	29	41	51	63	71	54	24	40	37	39
女性相談支援員 (和歌山市、県振興局)	7	6	6	7	2	7	2	4	1	6	10	6	5	3

【県多様な生き方支援課調べ】

■DVを理由とする一時保護人数

(単位：人数)

実施機関名	年 度													
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
和歌山県配偶者暴力相談支援センター	70	89	66	91	89	90	61	59	52	76	41	38	43	46

【県多様な生き方支援課調べ】

- 令和4年度における一時保護後の住居の状況は、「帰郷」又は「帰宅」が約5割、「婦人保護施設への入所」「母子生活支援施設等への入所」がそれぞれ約2割、次いで「自立」「友人・知人宅」等となっています。

■和歌山地方裁判所管内における保護命令発令件数

(単位：件数)

内 容 (被害者本人に対するもの)	年 度													
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
接近禁止命令	32	46	22	47	45	53	40	38	42	58	44	27	21	30
退去命令	9	11	6	14	15	11	14	5	9	15	13	7	5	15
退去命令と接近禁止命令の双方	9	11	6	14	15	11	14	5	9	15	13	7	5	15

【和歌山地方裁判所調べ】

※ 「接近禁止命令の発令があった件数」「退去命令の発令があった件数」「退去命令と接近禁止命令の双方の発令があった件数」をそれぞれ計上しており、各発令のみがあったものの件数を計上していないため、一部は重複しているケースがあります。

■DV（保護命令違反・その他の法令違反）の検挙件数

(単位：件数)

内 容	年 次													
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
保護命令違反検挙(全国)	92	86	72	121	110	120	106	104	80	71	71	76	69	46
その他の法令違反検挙(全国)	1,658	2,346	2,424	4,103	4,300	6,875	7,914	8,291	8,342	9,017	9,090	8,702	8,634	8,535
保護命令違反検挙(和歌山県)	2	0	0	2	1	2	1	2	2	1	0	0	1	1
その他の法令違反検挙(和歌山県)	19	43	42	66	76	166	168	128	137	152	148	126	90	107

【県警人身安全対策課調べ(1月から12月の年次数値)】

※ その他の法令違反とは、刑法、特別法(DV法を除く)違反の検挙件数を表しています。

(2) 暴力に対する意識等

和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」※からみた状況

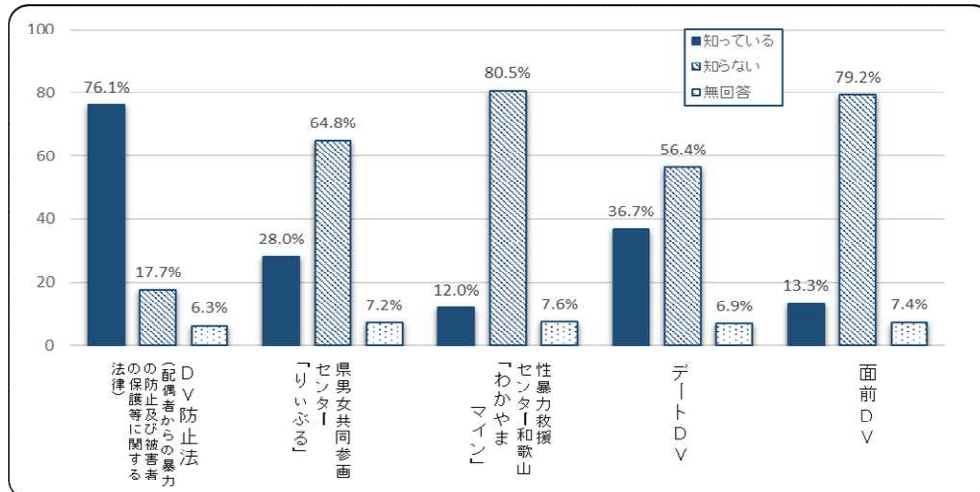
※「令和2年度和歌山県男女共同参画に関する県民意識調査」より転記。

調査時期：令和2年8月18日～9月4日

調査対象：令和2年4月1日現在の和歌山県内在住20歳以上の男女各1,500人

有効回収数(率)：1,399人(46.6%)

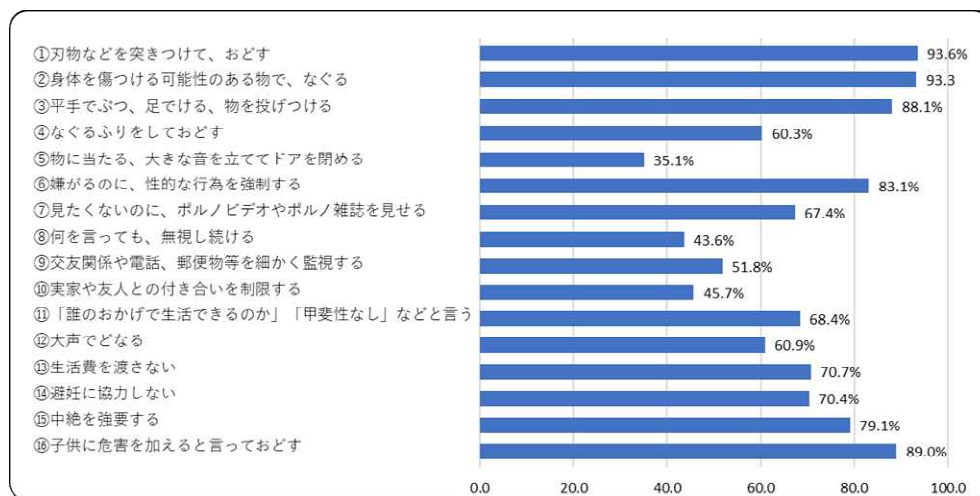
■ DVに関連する言葉についての認知度



※「内容も含め知っている」又は「聞いたことがある」と回答した人の合計を「知っている」として計上

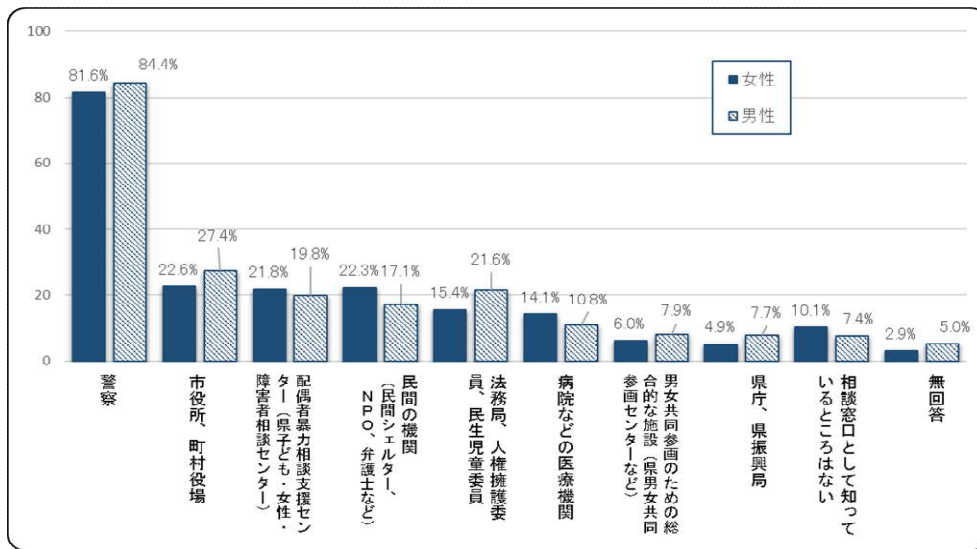
- DV防止法について『知っている』と回答があったのは7割以上と、その認知度は高まっている一方で、「デートDV」や「面前DV」などは『知らない』割合のほうが大きい状況にあります。

■ 暴力と思う行為のうち、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合



- 心理に影響を与える行為や行動を制限するような行為(項目⑤や⑧～⑩)においては「どんな場合でも暴力にあたると思う」とする認識がやや低くなっています。

■ 配偶者や恋人からの暴力についての相談窓口として知っているもの

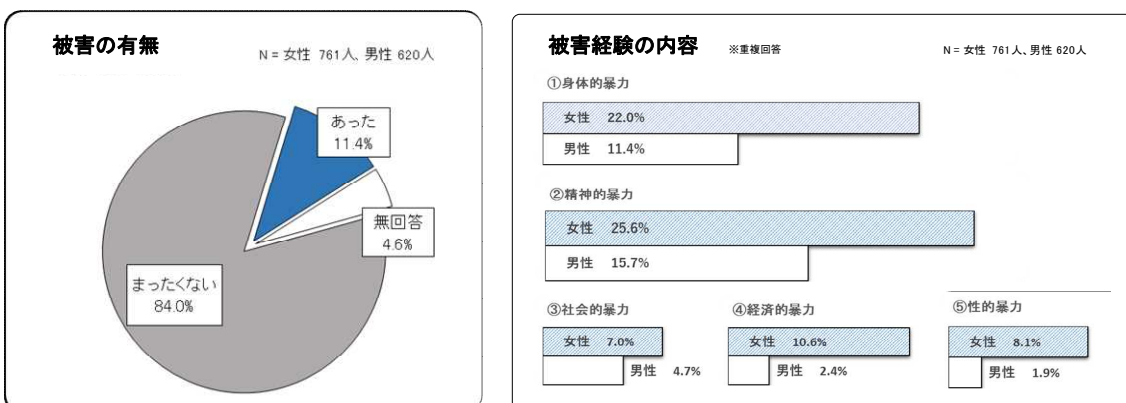


➤ 相談窓口の認知状況について全体の割合で見ると、「警察」が一番多く8割を超えており、次いで「市役所・町村役場」が2割を超え、「県配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)」は約2割となっています。

一方で「相談窓口を知らない」と回答した人は、女性10.1%、男性7.4%となっており、前回の計画策定時よりも認知度は向上していますが、まだまだ相談窓口の一層の周知が必要と考えられます。

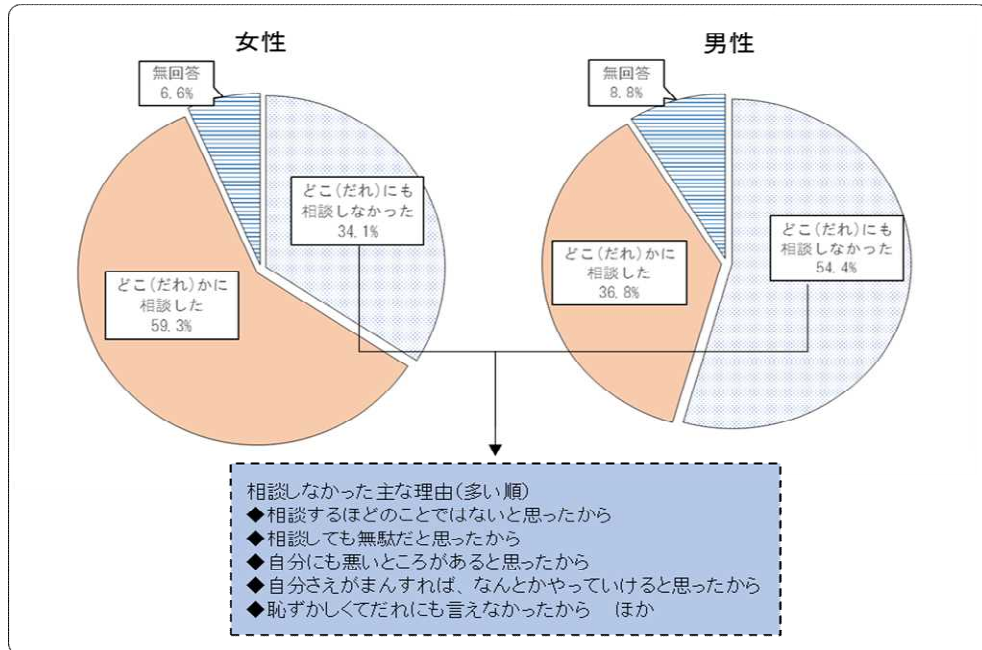
(3) 暴力の被害と相談の状況

■ 配偶者や恋人からの暴力の経験



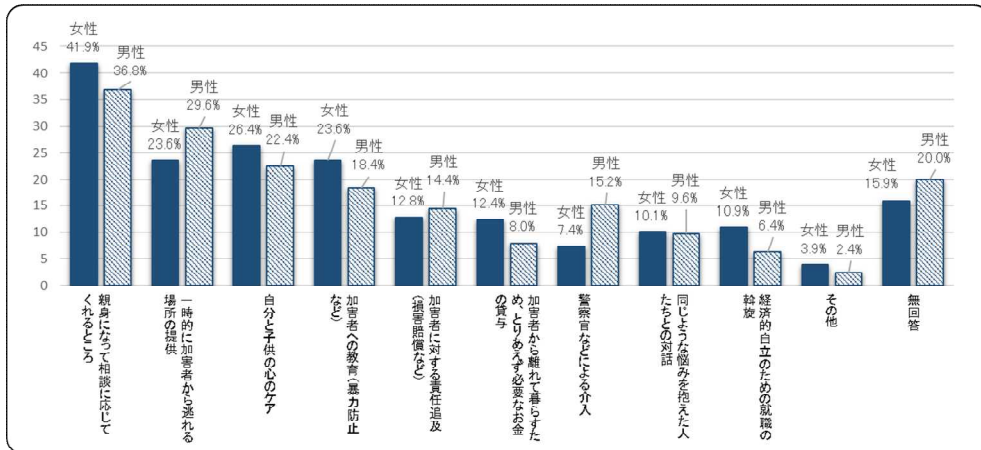
➤ 精神的暴力の被害経験があると回答した人の割合が男女ともに増えている状況にあります。

■配偶者や恋人からの暴力被害の相談状況



➤ 実際の相談先として多いのは、友人や知人と答えた人が33.8%、家族や親せきの人が29.1%、その次に警察で3.4%となっており、配偶者暴力相談支援センターは1.3%となっています。

■配偶者や恋人から暴力を受けたときに、実際に求める支援



➤ 全体では「親身になって相談に応じてくれるところ」が最も高く、次いで「一時的に加害者から逃れる場所の提供」、「自分と子どもの心のケア」となっており、性別ごとでみると、最も差がみられた「警察官などによる介入」では、男性(15.2%)が女性(7.4%)より7.8ポイント高くなっています。

2 これまでの取り組み

前計画に基づき、「暴力防止のための教育・啓発」、「相談体制の充実」、「被害者の保護・自立支援」等について取り組みを実施してきました。

主な機関の取り組みについては以下のとおりです。

[1] 県配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）及び各振興局

女性相談支援センターが本県の「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担い、来所・電話による相談や被害者の一時保護を実施し、相談・支援の中核として、ひろく県内の事案に対応しています。

また、県内の相談体制の充実を図るため、各振興局に女性相談支援員を配置し、県配偶者暴力相談支援センターと一体となって、被害者の相談・支援にあたっています。

[2] 和歌山県警察

警察本部及び各警察署において、緊急時の暴力の制止はもとより、通報や相談への対応、被害防止策等の教示を行い、相談内容に応じて県配偶者暴力相談支援センター等への引き継ぎを行っています。

また、保護命令発令時は、県配偶者暴力相談支援センターと十分に連携して、被害者等の安全確保に努めています。

[3] 青少年・男女共同参画課及び男女共同参画センター「りいぶる」

青少年・男女共同参画課（現・多様な生き方支援課）では、関係機関等による被害者支援のためのネットワークの形成やDV防止にかかる広報・啓発を行っています。

男女共同参画センター（現・ジェンダー平等推進センター）では、男女共同参画相談員による総合相談及び専門家による専門相談（法律相談・カウンセリング・男性相談・LGBTQ相談）を実施しています。

[4] その他県関係部局

企画部人権局（現・共生社会推進部人権局）を中心として、県民一人ひとりが互いの人権を尊重することの重要性等についての啓発活動を行うなかで、DVの防止についての啓発も行っています。

また、福祉、保健・医療、公営住宅、教育等の分野で被害者支援のための取り組みを行っています。